

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

標識 記載例・作成要領 等

- (1) 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、現場責任者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- (2) 特定事業場の区域とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置すること。
コンクリート杭など、破損するおそれが少ないものが望ましいこと。
施行期間が短い場合や、隣接地との関係でコンクリート杭などの設置が難しい場合は木製杭などでも差し支えないが、破損した場合速やかに復旧するようにすること。
ただし、擁壁や側溝のほか、第三者による特定事業区域への廃棄物不法投棄を防止するために設置するフェンスなど、構造物によって境界を明らかにすることができる場合は、この限りではない。

第 10 号様式(第 19 条関係)

土砂等のたい積行為の許可に関する標識	
特定事業許可番号	年 月 日 第 号
特定事業の目的	
特定事業場の所在地	
事業者の住所、氏名 (名称、代表者氏名) 及び電話番号	住所 氏名(名称) (代表者氏名) 電話番号
現場事務所の所在地 及び電話番号	所在地 電話番号
現場責任者の氏名	
特定事業の施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業場の面積	m ²
特定事業区域の面積	m ²
土砂等の主な採取場所	
土砂等の搬入予定量 (一時的たい積事業の 場合は、年間の搬入及 び搬出予定量)	
管轄保健所の名称	

注 縦横それぞれ 90 センチメートル以上とする。